

富洲原中だより

富洲原中学校通信 No.23



令和7年10月14日

見えない存在

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、国連総会で採択された、子どもの人権について定めた条約です。富洲原中だよりではこれまでに、ユニセフのホームページにある子ども向けに書かれた条文から、

第1条 子どもの定義

第2条 差別の禁止

第3条 子どもにもっともよいことを

第4条 国の義務

第5条 親の指導を尊重

第6条 生きる権利・育つ権利

について紹介しました。今回は第7条から第11条を紹介します。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

これらの5つの条文には、

- ・子どもには、生まれたときから名前や国籍、家族（特に親）とのつながりを大切にされる権利がある。
- ・国はこれらの子どもの権利を守る。

というまとまりがあるように思います。

名前、国籍、家族。これらはアイデンティティ（自分は自分である、という感覚）の土台であるともいえます。日本では多くの人が「これらの権利は当たり前前に保障されている」と思っているでしょう。

マジョリティ特権に気づきましたか？

しかし、これらのことで不安を抱えている人が、私たちの中にも何の不思議もありません。そんなマイノリティ（少数派）からは、不安を感じない人たちが特権を持っているように見えるはずです。

もう気づいたと思います。これを「マジョリティ特権」というのでしたね。

見えない存在

5つの条文はまた、国・地域間の格差も感じさせます。最後にユニセフのホームページから世界の子どもの状況を示す次の一文を紹介します。

「現在では出生登録されている子どもの割合は77パーセントに増加しているものの、5歳未満児のうち1億5,000万人、つまり10人に2人が未登録で、政府にとっては見えない存在となっています。」

(2024.12.11 ユニセフ発表 <https://www.unicef.or.jp/news/2024/0179.html>)

この富洲原中だよりは、人権について考えるものです。

ご意見がありましたら、校長までお寄せください。

The translated version of this Tomisuhara Junior High School newsletter is available on the school website. Please access it via the QR code.

